

Office News

December. 2021

社会保険労務士 **ハセガワ** 事務所



トピックス

小学校休業等対応助成金の申請期限について

厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について、申請期限に関する案内が次の通り出ております。

●小学校休業等対応助成金（雇用者向け）について

令和3年8月1日～同年10月31日までの休業に係る申請期限は、「令和3年12月27日」（都道府県労働局必着）です。消印が申請期限内であっても、都道府県労働局への到達日が申請期限を過ぎていた場合、申請期限内に申請したとは認められませんのでご注意ください。

●小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）について

令和3年8月1日～同年10月31日までに就業を取りやめた日に係る申請期限は、「令和3年12月27日」（私書箱必着）です。消印の日付が申請期限内でも、申請書類の私書箱への到達日が申請期限を過ぎていた場合は、申請期限内に申請したとは認められませんのでご注意ください。

令和3年の8月・9月は4回目の緊急事態宣言の期間中でした。地域によっては、まん延防止等重点措置が適用されていたかもしれませんが、そんな時期が含まれる期間に関する申請ですので、お忘れの企業や個人の方がいらっしゃるかもしれません。心当たりがある場合は、確認しておきましょう。



労務相談Q & A



シロクマ
人事部長

パンダ先生、こんにちは。
先日、部下のAさんが2週間の有給休暇を申請してきました。Aさんの代わりとなる社員がいないため、業務に支障が出ます。そのことをAさんには伝えたのですが、「有休の取得は労働者の権利だ！」と言われ困っています。どのように対応すれば宜しいでしょうか？



パンダ
社労士

シロクマ部長、こんにちは。
労働者は一定期間継続して勤務すれば有給休暇を取得することができます。労働者が有休を取りたいと思ったときは、会社に対して休む日を指定して申し出れば、原則として指定した日がそのまま有休の取得日となります。しかし、会社の忙しいときに一斉に

労働者に有休を取られたのでは会社は困りますよね。そこで労働基準法では、労働者が請求した日に有休を与えることで、「事業の正常な運営に支障をきたす場合」には、会社は労働者に対して、他の日へ有休を振り替えるよう要求できるものとされています。

「事業の正常な運営に支障をきたす場合」とは、労働者の所属する事業場を基準として、事業の規模、内容、労働者の担当する作業内容、性質、作業の繁忙、代行者の配置の難易、他の有休請求者の存在など、様々な状況を総合的に考慮して判断しなければなりません。

今回のケースでは、Aさんの代わりに担当者もおらず、2週間休まれては会社の業務に支障が出ると思います。ただ、一方的に時季変更をするのではなく、何らかの代替案を提示して解決策を見出すほうが得策でしょう。



今月の実務スケジュール

- 冬季賞与の支給、賞与支払届提出
- 年末調整の実施
- お歳暮、年賀状、カレンダーの発送
- 取引先・関係団体への年末挨拶
- 年末の大掃除の準備と実施



連絡先

- ◆所在地：〒573-1121 枚方市楠葉花園町 3-13-201
★京阪本線「樟葉」駅から徒歩9分
- ◆TEL：072-396-4870（サンキュー労使ハナマル）
- ◆FAX：072-396-4780（サンキュー労使悩まん）
- ◆メール：info@sharoshi-hasegawa.com
- ◆ホームページ：http://sharoshi-hasegawa.com